

石川県能登地方を震源とする地震により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置

2023年5月11日
北陸電力株式会社

このたびの2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町およびそれらの地域に隣接する地域において、家屋損壊などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、5月8日、経済産業大臣に認可申請し、本日、認可を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象地域

- (1) 2023年5月5日に災害救助法が適用された地域
石川県 輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町
- (2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域
石川県 羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以 上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

【当社と電気のご契約をいただいているお客さま】

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2023年4月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。なお、災害救助法適用地域に隣接する地域においても、支払期日が災害救助法適用地域における災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、5月分、6月分および7月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

② 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6カ月間に限り申し受けません。

③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2023年11月末日までは申し受けません。

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-776453）

※受付時間 9～17時（土曜・日曜・祝日を除く）